

第 7 6 号議案

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第1号中「、若しくは失職し」を削り、同条第6号中「（法第16条第1号の規定に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第7号及び第8号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第17条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削り、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の132.5」に、「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第19条第5項中「、若しくは法第16条第1号の規定に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定（「、若しくは失職し」を削る部分を除く。）及び次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の東大和市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第2項の規定並びに次項及び附則第4項の規定は、令和元年6月1日から適用する。
（令和元年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 3 令和元年6月に支給する勤勉手当に限り、改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の120」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の130」と、「100分の50」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の57.5」とする。
（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 4 令和元年12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の10

5」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。